

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
荷電粒子シミュレータのソフトウェアのライセンス保守更新 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和5年8月8日	(株) エーイーティー 神奈川県川崎市麻生区栗木2丁目7番6号	9020001065057	本件を実施するためには、本件を履行できる能力を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	4,995,320	4,995,320	100.00%					
小型爆薬発電機の電気式安全起爆装置適用技術に関する分析作業 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和5年8月10日	リコーエレメックス(株) 愛知県岡崎市井田町字3丁目69番地	3180001018624	本件を実施するためには、小型爆薬発電機のうち種電源部の制御器、ESADの構造に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	11,528,990	-					
チタン弾頭技術の研究の貫徹試験のための技術支援（その3） 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和5年8月24日	日油(株) 東京都渋谷区恵比寿4-20-3	1011001025967	本件を実施するためには、発射薬の機能・構造に関する知識及び技術並びに取扱に必要な火薬類取扱保安責任者の資格を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	3,421,000	-					
レールガン弾道基礎特性の研究における威力試験のための技術支援（その1） 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和5年8月30日	(株) 日本製鋼所 東京都品川区大崎1-11-1	5010701019531	本件を実施するためには、電磁加速システムの研究試作の設計に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	25,113,000	-					
衝撃解析ソフトウェアのライセンス更新 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和5年8月30日	アンシス・ジャパン(株) 東京都新宿区西新宿6-10-1	6011101057245	本件を実施するためには、陸上装備研究所所有の衝撃解析ソフトウェア(ANSYS社 AUTODYN)のライセンス更新権限を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	4,001,800	4,001,800	100.00%					

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
レールガン弾道基礎特性の研究における威力試験のための艦艇模擬標的の試験準備作業及び撤収作業 1件	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁陸上装備研究所 総務課長 堀 博 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-9-54	令和5年8月31日	JMUディフェンスシステムズ(株) 京都府舞鶴市余部下1180	4130001044153	本件を実施するためには、艦艇模擬標的の設計に関する知識及び技術を有していることが必要不可欠であり、上記を資格要件として公募を実施した結果、応募者が該者1者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項)	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	8,346,690	-					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。